

ヤスクニ・レポ 229 真の民主主義とは何か 代表 西川重則

1

戦後73年の今日、より具体的に言えば、日本国憲法が施行されて戦後71年の今日、私自身の思いは、改めて戦後を総括することが重要であるということである。なぜなら、私の場合、毎月のように講演を依頼され、戦後73年を回顧する時、率直に言って、73年の「時の流れ」を直視する時、戦後日本の現状は平和憲法に基づく平和国家ではなく、戦争国家と言っても言い過ぎとは思われない厳しい日本社会と言っても言い過ぎではないと思われ、しかもそうした現状をどうすることも出来ない政治状況であると言わざるを得ないのである。

ご承知の通り、2018年10月2日、第四次安倍改造内閣が発足し、安倍首相以下閣僚が決まったが、国会傍聴20年と言っても過言でない私にとって、首相、閣僚は戦後73年にあって選ばれた政治家として評価に値する人物は誰なのかと考える時、残念ながら良心的に評価に値する閣僚はひとりもない。その事柄について、マスコミ、特に新聞の社説を読んでも、私が読んでいる新聞の社説は私と類似の批判をしているように思われる。

一年前のことだが、安倍首相が首相であることを前提に考える時、「朝日新聞」(2017年5月4日、朝刊)の第一面に大きな見出しで書かれていたが、「首相『9条に自衛隊明記』 改憲・二〇二〇年施行に意欲」と書かれていたが、大きな見出しだけでなく、具体的に、見出しの説明を詳しくしている。

以上の新聞記事は昨年の憲法記念日の5月3日の首相の発言と言ってよいが、「憲法改正は自民党の立党以来の党是」と発言しており、「憲法を改正するか否かは最終的には国民投票だが、発議は国会にしかできない。私たち国会議員は大きな責任をかみしめるべきだ」と強調している。

ともあれ、首相の発言は、憲法改正について国民にその必要性を説いていると新聞記者も、首相の発

言を解説している。

ところで第四次安倍改造内閣は確定したが、ここで私が常日頃関心のあるキリスト者の石破茂自民党議員が安倍自民党総裁・首相とライバルの被選挙者として、新聞に報道されたが、彼が首相に劣らず憲法改正者として知られていると共に、今後も閣僚ではないが、種々、私たちと違った立場で発言をくり返すであろうし、キリスト者の石破国会議員の発言についても私自身は注目したいと思っている。同じキリスト者であり、石破氏の教会に招かれて、講演をしたこともあり、教会での石破批判の実態も知ることができた私であるが、今後の憲法改正をめぐる諸問題・発言について冷静に判断し、私自身、「平和を創り(つくり)出す人々は幸いである」とのマタイ5章9節のイエス・キリストの御言葉を、講演、その他の機会に、訴え続けたいと心から願っていることを強調しておきたい。

2

さて、2020年の憲法改正(改悪)を前に、私たちがどうあるべきかはキリスト者としての姿勢が極めて重要なものとして問われていることを確認したい。その視点から、私は改めて戦後史をこの時点で真剣に考え、総括の立場から、本質的な意味で、日本の国のあり方、根本姿勢について、祈り、考え、学び合い、共なる信仰の戦いをしたい。今回その一つとして重要な視点を述べてみたい。それは、日本の国が軍事国家ではなく平和国家であり続けるために必要かつ不可欠の事柄は何なのかについてである。

私にとって、戦後史を総括するにあたって不可避の課題として、平和国家日本であるべきことを強く求める者として、民主国家・平和国家としてあるべきことは何なのかという事柄として、本来の民主国家とは何なのかということについて根本的に考えることは何なのかということである。

それは、民主主義の本質を確認することであると
言ってよい。以下その点について、私が度々事例に
出している佐藤 功憲法学者の『憲法』第一章の
「天皇」に書かれている文言を引用したい。

「ポツダム宣言によって要求された日本の民主主義化の思想は、その根底において、純粋な民主主義の徹底、すなわち国民主権の原理と基本的人権の原理に根ざすものであり、それを貫けば、原理的に、天皇制の存続と相容れないものであつたと解される。それにもかかわらず憲法が天皇の制度を存続させたことは、連合国の日本占領政策上の実際の考慮ともからんでいないが、要するに高度な政治的決定に基づくものであるというよりほかはない。従ってこの憲法における天皇の制度は、ことばをかえていえば、『人類普遍の原理』としての国民主権に基く民主主義と日本の特殊性との妥協である」。

佐藤 功氏の『憲法』を私は最もすばらしい『憲法』の書物だと思って、愛読しているが、ここでも確認しておきたいのは、初版の発行は1955年12月30日であることである。つまり、自民党が結

成された1955年11月15日の後の発行であり、自民党の結成の時、党の基本方針として、「現行憲法の自主的改正」という憲法観を批判した書物と言ってよい。

自民党の結成で、党の基本方針で明らかなように、自民党の憲法についての考え方は、文字通り、日本国憲法を自主的に改正する立場であり、特に民主主義の認識を始め、天皇制の認識も、佐藤 功氏と根本的に違っていることに気づかれるであろう。自民党は天皇を元首とする立場であるが、佐藤 功氏は民主主義の原則から天皇についての存在も普遍的な価値を持っていないと見ていることが理解できよう。

私たちは今改めて改憲問題の重大さについて今後の責任課題を考えるべき時であることを確認したい。特に天皇制・天皇代替わり儀式の問題、そのために民主主義の原則・解釈・適用について、主権者・有権者の立場から真の平和国家日本のあるべき課題は何なのかを、共に学び、共になすべきことを考えたい(2018年10月15日)。

2018年9月21日例会奨励「食卓から落ちるパン屑は」

マタイの福音書15章21-28節 柴田 智悦牧師(日本同盟基督教団横浜上の町教会)

イエス様はこのカナン人の女性の信仰を「りっぱです」と褒めておられますが、彼女の信仰はどのようなものだったのでしょうか。聖書もない、十戒もない民ですから、ユダヤ人たちの信仰とは全く対照的であり、もちろん、私たちが持っているような信仰でもありません。ただ、イエス様の噂を聞いて、このお方以外には娘をいやし、自分を救ってくださる方はいない、という単純な信仰でした。

私たちは信仰によって救われると信じていますが、その場合の信仰とはなんでしょうか。何をもって彼女の信仰はりっぱだとイエス様は言われたのでしょうか。

信仰とは、その内容よりも、その方向性ではないかと思えます。その信仰がイエス様に向かっているのかいないのか。他に向かえば偶像礼拝になります。さらに言えば、イエス様の信仰、と言えるかもしれません。イエス様の天の父に対する信仰は完全でしたから、御子なるイエス様が願えば父なる神が必ず答えてくださる、というイエス様の信仰に天の父が応え

られ、カナン人の娘はいやされたのです。

結局、イエス様がどうなのか、どのようなお方であるのか、なんと言われているのかが大切で、私たち自身の信仰があるとかないとか、は問題とされないことすらあります。もちろん私たちは信仰によって救われるのですが、救われた時の私たちの信仰を振り返れば、幼い単純な信仰でした。そういう幼い信仰でもイエス様を信じれば天の父がそのたましいを救い、永遠のいのちを与えてくださる、と、私たちよりもイエス様ご自身が信じてくださったのです。

どんな信仰でもご自身を信じる者を、天の父がイエス様の十字架の死の贖いのゆえに赦してくださる、とイエス様が信じられたので、十字架の死をも厭わなかったのです。私たち自身の信仰でもなく、イエス様ご自身に信頼していきましょう。イエス様ご自身がみ父に対する確かな信仰をお持ちですから、私たちはただそのイエス様に委ねていきましょう。